

令和 7 年度 第 4 回

上島町農業委員会
議 事 録

令和 7 年 7 月 11 日

開 会		令和7年7月11日 13時30分			
閉 会		令和7年7月11日 13時59分			
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール			
現 地 見回り	日 時	① 7/7 10:00	② 7/9 14:00	③ 7/7 14:00	
		④ 7/7 14:00	⑤ 7/7 14:00		
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 田中 一富 委員	② 村上 穂 委員	③ 岡辺 恒一 委員	
		④ 岡辺 恒一 委員	⑤ 岡辺 恒一 委員		
	事 務 局	① ～⑤ 田名後高広			
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	西原 邦彦 委員	
		砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員	
		村上 穂 委員	児玉 昭一 委員	岡辺 恒一 委員	
		濱本 等 委員	村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員	
		竹川 修 委員	平岡 修 委員		
欠 席 委 員		森本 隆人 委員			
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴		松浦 孝志	田名後 高広
		砂川 雅栄			
議 事 録 署 名 人		竹川 修 委員		村上 穂 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について		
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)		
		第2号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
		第3号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
		第4号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
		第5号議案	農業振興地域整備計画の変更の諮問について(生名)		
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和7年度第4回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、森本推進委員が欠席です。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。竹川委員、村上穂委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	7月7日に事務局と現地確認に行きました。この申請地は、建築予定地の横の部分ですので何も問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第2号議案	議 長	それでは、第2号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上穂委員の説明を求めます。
	村上穂委員	7月9日に事務局と現地確認に行きました。譲渡人が高齢でできないということで、誰かやってほしいという話が前々からあったんですが、譲受人と譲渡人とは近所同士で、それなら私がやりましょうかということになったんだと思うんですが…。現地は立地条件もいいし、緑もあるし、譲受人も今まで農作業をやっているんで別に問題ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第3号議案	議 長	それでは、第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	7月7日に事務局と現地確認に行きました。現地は写真のとおり草が若干生えておりますが、岩城橋建設残路できれいに整地された土地でありますので、草を刈って耕運機をかければすぐ耕作できる状況です。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可といたします。
第4号議案	議 長	それでは、第4号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準については、第1号議案の説明と同じとなっております。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		おります。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	7月7日に事務局と現地確認に行きました。第4号議案は、第3号議案と同様、隣接された土地でございます。ここも岩城橋建設残路で埋立されておりますので、草を除去すれば耕作できるような状況です。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、許可いたします。
第5号議案	議 長	それでは、第5号議案、農業振興地域整備計画の変更の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		今回の申請は、農用地への編入とするものです。町は農業委員会と農協へ農用地編入の意見を求めた後、愛媛県と農業振興地域整備計画変更の事前協議を行い、県の同意後、編入が決定されます。
		本申請にかかる農業振興地域整備計画法の農用地編入の要件ですが、①集団的に存在する農用地で、10ヘクタール以上であること。②土地改良事業の対象地であること。③土地改良施設用地であること。④2ヘクタール以上の農業用施設用地または、①または②に隣接する農業用施設用地であること。⑤地域の特性に応じて、農業の振興のために必要と認められる土地。以上の全ての要件を満たしており、農用地編入の計画変更は適当と判断されます。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	7月7日に事務局と現地確認に行きました。第5号議案も岩城橋の建設残路で埋立てた所でございますので、すぐ耕作できるような状況でございます。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、町から諮問された第5号議案に係る変更案に意見がない旨答申いたします。

